

土地家屋調査士制度制定70周年記念

記念座談会を開催しました。2020年11月7日(土)
テーマ「くらしの防災～楽しく!知ろう、学ぼう、そなえよう～」

当会ホームページで動画配信中!!
「防災の専門家と考えよう!備える防災知識」

兵庫県土地家屋調査士会

目 次

特 集

- ◎土地家屋調査士制度制定70周年記念座談会
【くらしの防災～楽しく!知ろう、学ぼう、そなえよう～】 … 1
- ◎シリーズコラム：土地家屋調査士から皆さんへ
【境界標と筆界確認書と筆界】 … 5
- ◎シリーズコラム：土地家屋調査士と行政諸問題
【狭あい道路の解消への取組について
～安全ですみよいまちづくりを目指して～】 … 7

新年のごあいさつ

- ◎会長 … 9
- ◎神戸地方法務局長 … 11
- ◎境界問題相談センターひょうごセンター長 … 13
- ◎兵庫県土地家屋調査士政治連盟会長 … 14

トピックス

- ◎キッズ本格おしごと体験（伊丹支部） … 15
- ◎令和2年度「法の日」無料登記相談 … 16
- ◎つれづれなるままに「釣り・自転車、時々仕事」 … 17
- ◎私の事件簿シリーズ「倫理規定は心の支え」 … 18

報告事項等

- ◎部会・委員会報告 … 19
- ◎公嘱協会だより … 23
- ◎青調会だより … 24

会員向け

- ◎私達は「丑年」生まれです … 25
- ◎会員の動向 … 28
- ◎新入会員アンケート … 30

- 【編集後記】 … 31
 - 【プレゼント企画】 … 36
-

土地家屋調査士制度制定70周年記念

座談会

『くらしの防災～楽しく!知ろう、学ぼう、そなえよう～』

土地家屋調査士制度の制定から今年で70年を迎えた。土地・建物の形状を調査・測量し、登記申請や境界線確定手続きなどを行う国家資格。大規模災害後には境界や所有者が分からず復旧・復興に時間を要するケースがあり、南海トラフ巨大地震に備えるためにも境界などを確定させる地籍調査の推進が課題となっている。70年を記念した座談会「くらしの防災～楽しく!知ろう、学ぼう、そなえよう～」では、日常生活の中で防災意識を高める方法などについて土地家屋調査士と各分野で防災活動に取り組むパネリストが意見交換した。

(文中敬称略)



気象予報士・防災士
蓬萊大介さん
(ほうらい・だいすけ)

1982年、明石市出身。県立明石西高校、早稲田大政治経済学部卒。情報番組で気象キャスターを務め、直筆のイラストで天気のポイントを伝える「スケッチ予報」で知られる。防災のほか天気や気候危機をテーマにした講演を幅広い年代向けに行う。



落語家
笑福亭松枝さん
(しょうふくてい・しょうし)

1950年、大阪府貝塚市出身。上方落語協会顧問。99年、落語「立ち切れ」で文化庁芸術祭優秀賞。古典落語に加え「ストップ・ザ・医療崩壊」など社会問題を扱った新作落語に取り組み、被災地や小学校などへの出前落語も行う。



兵庫県土地家屋調査士会会長
橋詰繁美
(はしづめ・しげみ)

1951年、京都府福知山市出身。府立福知山高校卒。90年土地家屋調査士登録、尼崎市内で開業。兵庫県土地家屋調査士会尼崎支部長などを経て、17年から現職。日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会会長を兼任。



防災音楽ユニット
Bloom Works (ブルームワークス)
栢田和宏さん
(ますだ・かずひろ)

防災士の資格を持つボーカル兼ギターの石田裕之さん、兵庫県立太大学院で減災を学んだボイスパーカッションのKAZZこと栢田和宏さんが2017年に結成。阪神・淡路大震災を経験した2人が、防災の大切さを神戸から発信しようと活動している。



石田裕之さん
(いしだ・ひろゆき)

歌とギター担当。東日本大震災をはじめ全国の被災地訪問は約100回に及ぶ。防災啓発、パンフレット教育支援、人権公演など、音楽を通じ幅広く社会活動を行う。防災士、自然災害調査士、ひょうご防災リーダー、神戸学院大非常勤講師。



コーディネーター
神戸新聞社論説委員
松岡健さん
(まつおか・たけし)

防災への思い

松岡 災害から時間がたつにつれ、防災意識が希薄になる現状がある。防災について、それぞれの活動を通じて感じることは。

橋詰 土地家屋調査士はあまりなじみのない職業かもしれないが、不動産表示に関する登記の専門家で、災害に備える事前復興や災害復旧にも取り組んでいる。阪神・淡路大震災を経験した私たちは、防災意識を希薄にせず、来たるべき

災害に備えなければならない。一人でも多くの人に防災意識を高め、持続してほしいとの座談会を企画した。

蓬萊 テレビで天気予報を伝える以外に、子どもにはイラスト、大人にはデータを使って年代に合わせた防災講演をしている。近年、地震や大雨、猛暑が多発し、活動を通じて皆さんの防災意識は高いと感じるが、それを継続させるのが難しい。忙しい日々の中、防災についてずっと考えるのは疲れる。だから阪神・淡路大震災が起

きた1月17日は地震、9月1日の防災の日は台風シーズンだから水害など、1年に何回かは「災害が起きたらどうするか」と考えてほしい。防災を意識するきっかけ作りが大事。

榎田 日常口ずさみたくなるような音楽の中に、シェイクアウトの安全確保行動や災害用伝言ダイヤル(171)などの防災メッセージをさりげなく込めている。ファッションに防災を取り入れたいとおしゃれな防災グッズも提案。家屋の下敷きになったときに助けを呼べ、日常では防犯用にも使える腕笛兼ブレスレットを今日も着けている。常時携帯でき、今の時代に合っていることが防災に求められていると思う。

石田 「歌で防災なんてできるのか」という思いが初めはあった。だが昨年、インドネシアで15年前に起きたスマトラ島沖地震の被災地を訪問。地震をテーマにした100年前の歌を思い出して高台に逃げ、ほとんどの人が助かったという島の話聞いて、私たちの活動も間違っていないと確信。「日本で音楽による文化づくりがしたい」との思いで活動している。

松枝 介護保険制度や男女共同参画などの社会問題をテーマに、何年か後に話題になりそうなテーマを先取りして落語で講演をしているが、災害や防災はそれができない。なぜなら現実がわれわれの想定を超えてしまっているからだ。講演で訪れたことのある地が災害に遭うと、本当に心が痛む。

発生時や避難時は

松岡 来てほしくないが、必ずやってくるのが災害。実際に発生したときにどうすればよいと考え

るか。

蓬萊 気象庁の異常気象の定義は、その場所で30年に1回以下の頻度で起こる現象。全く起きたことがないのではなく、たまには起きる現象だ。10年以上天気予報の仕事をしていて、50年に1回が10年に1回というように異常気象の頻度が増えていると感じる。

災害を目前にした人間は三つの心理が働くという。「自分だけは大丈夫」という正常性バイアス。「周囲が逃げなかったら自分も大丈夫」という集団性バイアス、「今まで起きたことがないから大丈夫」という経験性バイアス。楽観視する傾向にあることを頭の片隅に置き、いざ台風が来るとなったら、「念のため」と心の中でつぶやいて対策を取ることが大切。

石田 皆で一斉に避難行動を取るシェイクアウト訓練の経験から、場所や状況は関係なく地震は危険で怖いことが分かった。災害発生時に何ができるかというよりも、耐震補強や家具の置き場の見直しなど起きる前に日ごろから準備することの方が重要。災害時に一人で判断することは難しいので、助け合って避難することも大切。南海トラフ地震は最短で2分、最高で34分の津波が来るかもしれない。地域単位で避難スイッチを決めたり、日頃から顔の見えるつながりを作ったりすることが大事で、そのためにも「歌で心のつながりを」と活動している。

榎田 阪神・淡路大震災は発生から25年を超え、昔話になりつつある。だからリアリティーを持って伝えるにはどうしたらよいかが課題。防災をもっと身近な文化、カルチャーにする必要がある。文化とは頭で考えなくても、自然に振る舞うという意味。そのために歌で防災をカジュアル

にと考えている。

松枝 私は被災した経験がないので、自覚が足りないなと実感している。ただ最近、落語講演を行った場所がその後台風被害に遭った経験から地形を見る癖がつき、仕事先の地区会館など川の合流点あり、もしやと思って周囲を歩くと「何年前水害があり、犠牲者何人」の慰霊碑等があることが少なくない。

橋詰 阪神・淡路大震災を機に各種士業や専門家で組織された近畿災害対策まちづくり支援機構に参加し、災害復旧のさまざまな問題に直面している。

土地の境界が分からないことには道路や倒壊家屋の復旧に取り掛かることができない。近年社会問題になっている空き家も7軒に1軒まで増加し、相続登記が行われていないことで起こる所有者不明の土地は九州全土以上の面積に上る。東日本大震災後も高台移転に約3年かかり、令和2年7月豪雨で空き家に泥がたまっまま手が付けられないという問題が明らかになった。災害からの復旧に支障をおよぼす問題は、防災や減災の取り組みとして前もって手掛けるべきだ。

復興の問題点

松岡 災害の後には必ず復興がある。課題が多くて時間がかかり、話が複雑で一般の人に伝わりにくいのが復興だと思うが、活動を通じて考えていることを教えてほしい。

蓬菜 インフラ整備もある程度必要だが、自然を克服しようとしても100%は無理。国土交通省は、最近の災害は激甚化、局地化、集中化してい

て、「高度経済成長時に造った堤防があっても安心ではない」と呼び掛けている。「観測史上1位」「50年に1度」がいろんな場所で毎年起きている。日本は自然の恩恵もたくさん受けられるが、相反して災害も多いということを認識してほしい。普段の暮らしは自然に親しみ、台風ときは自然と距離を置くという距離感が大切。居住地への愛着を感じる一方、災害リスクも把握しておいてほしい。

石田 全国の被災地を訪れて100回ほど交流していると、「復興って何だろう」と感じる。「立派な建物ができるより、元の暮らしに戻りたい」という被災者の強い思いを感じるが、災害に強いまちづくりと考えると元に戻るだけでは十分でない。だからそのギャップを埋めていくことが大事なのでは。もし災害が起きてこのまちを復興するとなったとき、どんなまちがいいのか。それをあらかじめ地域で話し合う「事前復興」が進めばと思う。いざ災害が起きてからでは、バラバラになった被災者の知らない間に復興計画が決まり、「聞いていない」「行政の押し付けだ」という隔たりが起きてしまう。

榊田 中越地震で被災した新潟県の山古志村（現長岡市）が集団で避難できた理由は、一人で雪降ろしができないからと聞いた。自分たちで何かをするという自治意識が会員制交流サイト（SNS）の普及した現代社会では低くなっている。コミュニケーションが図れる優しい世の中をつくるにはどうしたらいいかを考えることが、防災への近道だと思う。

松枝 避難所や被災地にボランティアで落語を聞いてもらいに行く。建物やまちの復興は目に見えるが、心の傷は見えないし時間がかかる。フ

ラッシュバックや心的外傷後ストレス障害(PTSD)で苦しんでいる人は多い。「頑張れ」という言葉を安易に口に出してはいけないと聞くので、言葉をかけるのも難しい。ただボランティアで行った市町についてホームページを見るなどして気にかけている。ボランティアが時とともにその地域のことを忘れて疎遠になれば、被災者はきっとさみしいはずだから寄り添う気持ちを大切にしている。

今後の活動について

松岡 いかに日頃の生活の中で防災を意識するか、防災をどう文化にしていけばいいのかとても参考になった。最後に防災を含めて、今後の活動についてお聞きしたい。

蓬萊 テレビで天気予報をするとき、カメラの向こう側の人を思うと言葉に力がこもる。だから講演などで直接顔を合わせる機会を多くつくり、もし災害が目前に迫ったときには、その人々の顔を思い出して心から情報をお届けしようと思っている。コロナ禍ではあるが、なるべくその場所に行って直接お話しする機会をつくっていききたい。

石田 被災地の支援活動は、続けていると一方的ではなくなってきて顔の見える間柄になっていく。関西で何か起きたときに「大丈夫?」と声をかけてもらったり、私たちの活動に対して「できることがあったら教えてほしい」と連絡をくれたり。昔はあったお互いさまの精神が、これからの災害多発時代には必要だと思う。音楽で人と人とのつながりを築いていくために活動を頑張りたい。

柁田 今年はコロナ禍で開けなかったが、私たちが発起人となって開く「防災減災音楽フェス」防災・減災の啓発を目的に行う音楽フェス「BGM(ビージーエム)・スクエア」を来年は開きたい。去年は各被災地で活動するミュージシャンと一緒にライブをし、津波の高さを実感してもらってインスタ映えもする「34℃バルーンワークス」や食のイベントも行った。楽しい祭りに毎年集う仲間が、いざというとき支援に動ける仕組みづくり。フェスを通じて毎年続けて、防災が一つの文化になればと活動していったほしい。

松枝 先日も東日本大震災の被災地を訪れ、形ある復興には携われないが、メンタルな部分で少しでもお手伝いしたいとの思いを強くした。活動を続けていると、逆に被災者から励まされることもある。東北では途方もない量の片付け仕事を前にすると「目は臆病、手は鬼」と言うそうで、東日本大震災後は「目は地獄、手は鬼」とばかりに復旧を進めてきた。そういう東北の人々の姿に励まされ続けていて、これからも活動の原動力にしたいと思っている。

橋詰 さまざまな分野や視点から防災についての話があり、気づくことが多かった。今後発生する災害に対しても被災者に寄り添い、復興支援に取り組んでいこうと気持ちを新たにしている。

記事本文：2020年12月17日付神戸新聞朝刊より転載

座談会

収録日：2020年11月7日(土)

場 所：兵庫県土地家屋調査士会館

シリーズコラム

～土地家屋調査士から皆さんへ～



兵庫県土地家屋調査士会では、一般の皆さんへ向けて情報を発信していきます。土地家屋調査士への理解を深めていただくと共に、皆さんのご参考にもしていただける内容を発信していきますので、今後の情報発信にもご期待ください。



境界標と筆界確認書と筆界

♪ お願いがあるのよ だれかのものになる土地
大事に思うならば ちゃんと聞いてほしい
境界標飛ばしても 3回までは許すけど
4回目飛ばした時 恐れて実家に帰らないで

境界標と筆界確認書と筆界 土地を買うだれかのため
毎日守っていたいから 時々草を刈ってね
次の所有者のため きれいでいさせて ♪

◆ 筆界とは？

冒頭、平松愛理の「部屋とYシャツと私」の替え歌から始めてみました。今回の主役である**境界標**と**筆界確認書**と**筆界**。これら3つの要素はとても密接な関係にあります。三密です。



さて、まずは土地の売買の際によく問題になる、**筆界**と**境界標**。

筆界とは、簡単に言えば土地の「**登記上の境界**」です。「**登記上の**」と表現したのは土地所有者の所有権が及ぶ範囲は所有権の境界とされ、「**所有権界**」と専門家は呼びます。それと区別するために「**筆界**」「**所有権界**」と呼びます。ただ、この2つは本来合致しているのが原則です。しかし、登記外での一部譲渡や錯誤、時効取得などにより合致しない場合があります。

◆ 境界標とは？

ここで出てきた**境界標**とは何か？ かいづまんで説明

します。

1. 筆界を表すもの

境界標を一言で表すと「**筆界を目で見てわかるようにしたもの**」です。

図面や座標ではわかりづらいので、現地に設置した**筆界の目印**です。本来なら筆界標と呼ぶべきなのですが、昔から境界標と呼んでいるのでそう呼ぶのが一般的です。

2. 恒久的地物で表す

境界標は筆界を表すものですから、筆界の場所が判れば何でもいいのです。ただ、簡単になくても困るので**丈夫なもの**である必要があります。

これを我々は「**恒久的地物**」と呼びます。

昔は**大きめの石**や**樹木**などを境界標として使っていたこともあります。そういったモノも恒久的地物と言えますが、少々おおざっぱなかんじです。なので現代の不動産登記では**コンクリート杭**、**金属プレート**、**金属鋲**を使用するのが一般的です。ただ使用する境界標はケースバイケースで**プラスチック杭**などが使用される場合もあります。

◆ 筆界確認書とは？

筆界確認書とは、土地家屋調査士が筆界の調査測量をし、復元した筆界を土地所有者が確認したとする、筆界調査の物的・人的証拠の**集大成の書類**です。

現実にはこの後、登記申請により登記官が登記処理

をすることにより筆界となるわけですから、筆界確認時点ではまだ筆界とはいえないのですが、便宜上**筆界確認書**と呼んでいます。

◆ なぜ筆界の立会い確認が必要なのか？

本来、筆界を決めるのは登記所、法務局です。土地所有者がお互いの合意により恣意的に筆界を決めることができないものとされています。にもかかわらず、筆界確認書が筆界確定に重要な書面とされ、登記の際に登記官が提示を求めるのは**土地行政の複雑さ**ゆえです。

◆ 登記行政と測量技術とローカルルール

登記行政の始まりは明治6年の地租改正にさかのぼります。

地租改正の基礎となる地押丈量という測量が行われましたが、当時の測量技術は粗末なモノでした。しかし、現在の登記行政はその頃の図面を基礎としています。ですので現代の測量技術で調査・測量をするとかなりの差異が発生します。

しかも、地租改正の時代は幕藩体制の名残が色濃く残っている時代です。ですのでまだ全国统一の規則などが制定されておらず、各地独自のルールが多かったのですが、一刻も早く地押測量を済ませ、地租を徴収したかった明治政府はそれらのローカルルールをそのままに登記行政がスタートしてしまったのです。

◆ 不登法と民法と境界

民法では「**一つのものに権利は一つ**」という原則があります。これを「**一物一権主義**」といいます。

「**1個の土地**」というのは境界に囲まれた区画1個

を「**1個の土地**」とします。不動産登記法は民法の特別法なので、もちろんその原則が当てはまります。

ただし、不動産登記法では筆界以外の土地境界を予定していません。ところが民法では筆界だけでなく所有権界も認めています。ですので、**所有者が筆界と思っていた境界は、実は所有権界であって筆界でなかった場合**があり得るのです。

◆ 所有者の認識と筆界のずれのバッファ

不動産登記法の目的に「**国民の権利の保全**」と「**取引の安全と円滑**」というものがあります(§1 抜粋)。

いくら登記官が正当な筆界の処分をしても、それが土地所有者の認識する所有権界とずれていた場合、混乱を招いたり、逆に争いのタネになることも考えられます。

そうならないために、①あらかじめ土地家屋調査士が**筆界であるべき場所を示し**、②土地所有者の立会いのもと**境界標の復元**、③その書証として「**筆界確認書**」を作成すれば、そういった**リスクを最小限**にすることができるとのことです。

いわば、**登記所と所有者のバッファ**（衝撃を和らげる装置）の役目を果たするのが「**筆界確認書**」なのです。

♪もし杭が飛んでしまったら
オレが復元してやると云ってね
私はその言葉を胸に 次の所有者へと旅立つわ
あなたの筆界確認書 みとどけたあとで ♪



シリーズコラム

～土地家屋調査士と行政諸問題～

兵庫県土地家屋調査士会では、国や地方自治体の抱える諸問題に対して、土地家屋調査士の職能を活かした施策等の提案、業務に際する民間目線での問題提起等を行ない、より良い行政サービスが提供されるように目指していきます。



狭あい道路の解消への取組について ～安全ですみよいまちづくりを目指して～

神戸支部 江本 敏彦

1. はじめに

南海トラフを起因とする巨大地震が確実に近づいている。政府発表では今後30年の間に70～80%の確率で発生するとされているが、地球物理学者の間では2035年から前後10年の間にほぼ100%の確率で起きるといわれている。

その対策として近年公共建物をはじめとする種々の建物の耐震化工事が盛んに行われている。一方、既存の木造家屋などの補強工事を実施したり、堅牢な建物への建て替えを行うことなどについては、個人の費用をもってそう簡単に手が付けられるものでもなく、対策が進んでいないのが現状である。

また、古い町並みを形成している地域については、幅員4メートルに足らないいわゆる「狭あい道路」が多く見受けられるところもある。こうした狭あい道路が解消されないまま、もしあの阪神淡路大震災のような巨大地震が再び発生した場合、倒壊家屋の下敷きになったり火災に巻き込まれる人々を一刻も早く助け出すための緊急自動車の侵入を妨げることとなり、結果、救えない命が増えることが想定される。

2. 国の動き

令和元年度に国土交通省において狭あい道路の拡幅整備に係る実態調査を行い、また公益財団法人日本住宅総合センターにおいて地方公共団体における取り組みの現状と解消に向けた取組事例を調査するため「狭あい道路解消のための拡幅整備事業における優良事例

の調査」を行った。

令和2年7月には国土交通省住宅局市街地建築課がその結果を「狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集」としてまとめたものを発表した。

それによれば、国土交通省は平成21年度に狭あい道路整備促進事業を創設し、翌平成22年度以降から地方公共団体に対し道路拡幅整備等に対する支援を実施しているとのことであるが、全国273団体から得られた回答をみると、地方公共団体における取り組みについてはかなり温度差があることがわかる。

3. 地方公共団体の事例

美しく整備された街並みの多い自治体がある一方、建築基準法や都市計画法指定以前に建てられた建物が多く残る自治体もあり、それぞれの取り組みは異なると思われるが、狭あい道路の拡幅整備に際しての測量費や分筆登記等にかかる費用の補助など、自治体ごとの財政事情もからんでおり、対応は様々である。

また、狭あい道路に接続する土地所有者個別の事情もあり、自治体が動いても土地所有者の協力がなければ前に進むことができない。ただひとたび災害が発生した際には、狭あい道路解消の度合いで奪われる人の命の数に影響を及ぼすこととなる。

そのためには、自治体の取り組みへの知恵の絞り方が非常に重要となるが、例えば愛知県岡崎市の取り組みには大いに驚かされる。

同市では狭あい道路拡幅整備推進のための広報番組

を作成し、同市のキャラクターであるオカザえもんが狭あい道路整備PRキャラクターのカクフックんとともに面白く且つわかりやすく狭あい道路の解消に向けたPRを行っている。また、土地所有者が拡幅部分の所有権を保持したままでも適切な維持管理ができる仕組みも作っている。興味のある方はぜひ一度ホームページを見て頂きたい。

また三重県津市では、職員が三重県土地家屋調査士会や宅地建物取引業協会で講師を務め、整備事業の周知を図っている。

4. 県内自治体の現状

ところで兵庫県内瀬戸内海沿岸地域の自治体取り組みの現状を調べてみた。兵庫県は東から尼崎、西宮、芦屋、神戸、明石、加古川、高砂、姫路の順に自治体が並んでいる。各自治体のホームページで狭あい道路解消に向けた取り組みを調べてみたところ、かなりのページを割いて市民に向けた広報をしているところもあれば、市民には分かりづらい行政関係者向けと思われる報告書を掲載している自治体もある。分かりづらいからといって必ずしも測量費や登記費用等の補助が

薄いということではないが、もし私が狭あい道路に接続する土地所有者であれば、あまり興味をそそられることはないと思う。

5. おわりに

ただ「狭あい道路解消！」と叫んでも、地方公共団体や土地所有者それぞれの事情があり、スムーズに事が運ぶわけではない。とは言え、大規模災害は毎年のように発生し、大地震も確実に迫りつつある。我々土地家屋調査士も業務を通して土地所有者や行政と日々接触しているのであり、その中で狭あい道路に接続する土地と出会った場合、行政と土地所有者との橋渡し役として貢献できることがあるはずであり、また行政もそうした動きを積極的に進められる仕組みを考えられるはずである。まことに地道な作業ではあるが、阪神淡路大震災の被災者責任として共にしっかりと受け止め、行動を起こしていかなければならない。

ヒョロリとしたオカザえもんが訴え、土地家屋調査士が境界の専門家として貢献する姿は、まさしく国民生活の安定と向上に資することを使命とする土地家屋調査士法第1条の精神にかなっているのではないか。

令和2年 秋の藍綬褒章

おめでとうございます



神戸支部 鷺尾 庄司 会員が藍綬褒章を受章されました。

約50年に亘る地元消防団における活動が認められ、令和2年秋の褒章で藍綬褒章を受章されました。

地域に密着した業務を行う土地家屋調査士として、永年に亘って地域貢献活動に寄与されてきましたことに心より敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

新年のごあいさつ



兵庫県土地家屋調査士会
会長 橋 詰 繁 美

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新しき年をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

また、平素は本会の会務運営並びに事業につきまして、ご理解とご支援をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

年頭にあたり、会員の皆様には謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は、中国から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大がパンデミックの様相を呈し、4月7日には兵庫県を対象地域とする新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令され、その後、5月25日に解除されるに至りましたが、その後も第2波、第3波の感染拡大が日本国中に脅威をもたらし、結果国民の生活や日本経済に甚大な影響を与えております。

そのような中で、令和2年は土地家屋調査士制度制定70年の節目の年でありました。年頭の1月に赤羽国土交通大臣と対談させていただき、近年社会問題となっている所有者不明土地問題、空き家の問題などにおいて土地家屋調査士が関与している法14条地図作成作業や地籍調査等「地図づくり」の重要性について意見交換をいたしました。また、11月には本会70周年事業として、気象予報士で防災士でもある蓬萊大介氏、防災ボランティア活動をされている落語家の笑福亭松枝氏、ボランティアで被災地にて音楽で、被災者と直接向き合って励まされている音楽家のブルームワークスさんを迎え、「防災・減災」に関する座談会を行いました。現在、その模様をYouTubeで配信させていただいております。会員の皆様、ご家族の皆様には、是非ともご覧いただきますようお願い申し上げます。

本周年事業においても、当初集合形式でのシンポジウム開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催方法を変更することとなりました。令和3年を迎え、新型コロナウイルス感染症の終息には至っておらず、同ウイルスと共存しながら業務を行っていかねばなりません。延期となったオリンピック、パラリンピックの開催が予定されています。国民一人一人が新型コロナウイルスを意識し自己責任において感染予防に努める行動が大事ではないかと思っております。

新型コロナウイルスは、本会の会務運営にも大きな影響を与えました。大きなものとして、研修体制が大きく変わりました。4年前から試行錯誤を繰り返しながら取り組んできた、同時配信システムがZoom等の方法により、会員が事務所内で研修を受けられるシステムとして導入されました。音声等いくつかの改善点がありますが、非常に便利なツールとして全会員の皆様の資質向上につながるものと確信しておりますので、積極的な研修会受講をお願い申し上げます。

土地家屋調査士を取り巻く状況としまして、昨年8月に土地家屋調査士法の一部を改正する法律が施行されました。これを受けて現在日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士調査測量実施要領の見直しを行い、土地家屋調査士業務取扱要領として、本年3月頃に運用が開始される予定であります。会員の皆様に同要領を実践いただくべく研修会等を計画してまいりたいと考えております。

また、本年も変則型登記の解消、完全オンライン申請（調査士報告方式）、筆界調査員のための研修等、2021年も土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民に認知され、信頼される資格者であり続ける

ために、研鑽に努め、中立・公平な立場での業務を心がけていただくべく会務運営を行ってまいりたいと考えております。

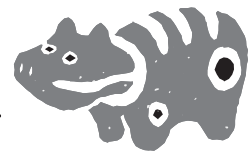
10月には、昨年より持ち越しとなった日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会が近畿ブロック担当となって、京都の城陽カントリークラブで行われます。その際には新型コロナウイルス感染症が終息に向かう

ことを願って止まず、その際にはたくさんの皆様方の暖かいご支援、ご協力いただけるようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の終息を願い、会員の皆様がこの一年、健康で明るく充実した1年となりますことを心から祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。



令和 3 年 元旦
兵庫県土地家屋調査士会



会 長	副 会 長	副 会 長	副 会 長	理 事	監 事	綱 紀 委 員	神 戸 支 部 長	阪 神 支 部 長	伊 丹 支 部 長	姫 路 支 部 長	加 古 川 支 部 長	明 石 支 部 長	西 播 磨 支 部 長	但 馬 支 部 長	東 播 磨 支 部 長	淡 路 支 部 長	名 譽 会 長	事 務 局
橋 詰 繁 美	安 居 正 彦	三 嶋 裕 之	関 和 孝	山 本 光 利	一 同	一 同	春 名 英 信	和 田 利 明	島 本 一 幸	岡 崎 直 代	北 村 孝 志	門 脇 直 彦	西 口 徹	寺 内 正 成	足 立 雅 幸	山 崎 茂 樹	岸 本 八 太 郎	同

新年のごあいさつ



神戸地方法律局
局長 石 打 正 己

明けましておめでとうございます。

兵庫県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、会員の皆様には、日頃から、登記事務を始めとする法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年は、コロナ禍で前例のない状況が続きましたが、本年は一日も早い終息を祈るばかりです。

さて、年の初めに当たり、法務局の所管事務に関する若干の事項につきまして、述べさせていただきます。

始めに、表題部所有者不明土地の解消に向けた施策についてです。

旧土地台帳制度下における所有者欄の氏名・住所の変則的な記載が、昭和35年以降の土地台帳と不動産登記簿の一元化作業後も引き継がれたことにより、表題所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記となっている土地（表題部所有者不明土地）が全国的に存在し、円滑な不動産取引や公共事業の実施などに支障を来しています。

そこで、表題部所有者不明土地を解消するため、令和元年5月17日、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）が成立しました（同月24日公布）。

具体的には、（1）表題部所有者不明土地の登記の適正化を図るための措置として、登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限を付与するとともに、所有者等探索委員制度を創設するほか、所有者の探索の結果を登記に反映させるための不動産登記法の特例が設けられました。

また、（2）所有者の探索を行った結果、所有者を特定することができなかった表題部所有者不明土地については、その適正な管理を図るための措置として、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする制度が設けられました。

なお、本法津は、（1）については令和元年11月22日から施行されており、（2）については、令和2年11月1日から施行されたところです。

当局におきましても、表題部所有者不明土地の解消に向けて積極的に取り組んでいるところ、会員の皆様方には、所有者等探索委員としてこの作業において大きな役割を果たしていただいているところであり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。引き続き、会員の皆様方の御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、不動産登記法第14条第1項地図の作成作業についてです。

登記所に保管されている地図のうち、登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項に規定する地図）の占める割合は、いまだに6割にも満たないことから、同地図の整備は、表示登記における最重要課題の一つとされています。

当局におきましても、本年度は、従来型地図作成作業を三木市志染町地区において実施しているほか、大都市型地図作成作業を神戸市東灘区魚崎地区において実施しています。

登記所備付地図は、社会生活の基盤となる重要な事業ですので、引き続き会員の皆様のお力添えを賜りますようお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてです。

昨年における当局の申請件数は、昨年11月末時点で、96件、172筆界に上り、制度発足からの累計では1671件となりました。この数字は全国で3番目に多いものですが、複雑・困難な事件がある中で、おおむね順調に処理を進めております。

このように、筆界特定制度を迅速かつ適正に運営できておりますのは、貴会から推薦いただいた筆界調査委員の皆様の専門的な知識及び経験が大きく寄与しているところであり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

次に、登記オンライン申請の利用促進についてです。

昨年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」、いわゆる「骨太の方針」において、

政府全体で様々な行政手続のデジタル化を一気に実現することが明記されました。

これまでも、法務局では積極的にオンラインによる登記申請の利用拡大に取り組んできたところですが、今般のコロナ禍において、「新しい生活様式」を実践する手段としてもオンライン申請は有用であると考えております。

どうか会員の皆様におかれましては、オンライン申請の利用促進に向けて、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念しまして、新年の御挨拶といたします。

新年のごあいさつ



境界問題相談センターひょうご
センター長 高橋 雅史

新年あけましておめでとうございます。新しい年が皆様にとりまして、幸多き年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

昨年、土地家屋調査士制度も制定70年を迎えました。この間多くの境界の問題を解決してこられた、多くの土地家屋調査士のみなさまに敬意を表し感謝申し上げます。これからも境界問題相談センターひょうごは、様々な境界問題に対応できるようにしてまいります。

土地家屋調査士の立場では、単純な境界問題であっても、土地の所有者である当事者にとっては、非常に大きな問題であります。多くの土地の所有者が、土地家屋調査士に仕事の依頼をすることは一生のうち一回あるか、無いかであると思われます。そのためにも、土地の所有者に対して丁寧で、わかりやすく説明できるように、研修会などを通じて能力を高めていきたいと思ひます。

広報活動では、昨今官公庁からの照会も増えており、社会的に認知されてきているものと思われます。土地の境界の問題を相談できるストレートに解りやすい名称である「境界問題相談センターひょうご」として、活動してまいりたいと思っております。またオンラインによる相談、それぞれの地方会場での相談などへの対応も必要になると思われますので、時代の流れに遅れないように、情報の収集に努めてまいります。

筆界特定も、申請件数が数多くありADRとの連携も重要になると思ひられます。筆界特定後の筆界点への標識設置などの調停にも取り組んで参りたいと思ひております。

今年は、センターの関与構成員を新たに募集する時期となりました。現在委員の方々には、引き続き関与構成委員としてご協力をお願いしたいと思っております。さらに会員のみなさまには新たに委員として、応募しご活躍いただきますようお願い致します。

昨今の世の中の情勢により、もはや想定外ということが、通用しない時代ではないかと思ひられます。地震、大雨、台風といった自然災害による被災、今回のコロナウイルス蔓延による経済活動への影響など、過去に経験したことがないことが起こる時代に生きております。

経済活動や被災地での相談会では、境界問題を相談されることはあまり多くありませんが、復興復旧するうえで、必ず解決しなければならないものであります。多くの不安定な要素を抱え、先が見えない状況であります。土地家屋調査士制度も71年目を迎え、新たな時代に身を投じて行かなければなりません。境界問題の解決に向けて、国民の期待に応えるためにも、会員のみなさまのご理解とご協力を、本年もよろしくお願い致します。

新年のごあいさつ



兵庫県土地家屋調査士政治連盟
会長 高瀬 義 廣

新年明けましておめでとうございます。

兵庫県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界中に拡大し、日本においても、4月の兵庫県を対象地域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」、その後の第2波、第3波と1年を通じて日本国中に脅威をもたらし、国民の生活や日本経済に甚大な影響を与えております。このような中で日本政府は経済活動と感染予防の両立という非常に困難な課題に直面しており、日本経済の先行き不透明さを感じざるを得ません。

政治連盟においても当初3月に予定しておりました定時大会の開催を見合わせ、7月に積極的な委任状出席を求める形で定時大会を開催しました。また、顧問議員等の各種セミナーにつきましても、感染予防の観点から開催方法の変更、開催見合わせ等が相次ぎ、新型コロナウイルス感染症に左右される一年でありました。

そのような中、昨年は土地家屋調査士制度制定70周年であり、令和2年10月26日には東京国際フォーラムで「土地家屋調査士制度70周年記念シンポジウム」が開催されました。同シンポジウムは当初、菅官房長官（当時）に基調講演をお願いしていたところ、急遽の総理大臣就任となり、あいにく講演いただくことは叶いませんでしたが、多数の議員関係者に参加いただき、土地家屋調査士制度をPRする絶好の機会となりました。また、シンポジウム開催にあたっては、県内国会議員へもシンポジウムの案内を兼ねた制度PRを行う等の活動を行いました。

土地家屋調査士を取り巻く情勢としまして、令和元年6月6日に成立、同12日に公布された土地家屋調査士法の一部を改正する法律が令和2年8月1日より施

行されました。本改正において、第1条の目的を使命規定とすること、懲戒処分を合理化することを目的に懲戒権者を法務局長から法務大臣とすること、一人法人を認めることで多様なニーズへの対応を可能とする改正でありましたが、なかでも使命規定として第1条に「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と明文化されたことは社会的認知度につながる意味でも特筆されるものと考えております。本改正の附帯決議において土地家屋調査士の研修制度の充実に配慮するよう決議されております。また、同法改正を受けて日本土地家屋調査士会連合会においては従来の調査測量実施要領を見直し、新たに業務取扱要領が制定される見込みであります。会員の皆様におかれましては、土地家屋調査士法の使命を鑑み、自己研鑽、業務取扱要領の実践に努めていただくことで、次の土地家屋調査士制度の見直しにつなげる第1歩として活動してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

新年が明けまして2021年となりました。本年は、延期となった東京オリンピック、パラリンピックが開催予定ですが、政治的には衆議院議員選挙が開催されます。政治連盟として、顧問議員を第1に、土地家屋調査士制度に理解ある方の当選を目指した活動を行ってまいりますので、会員の皆様におかれましては、これまで以上のご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症のいち早い終息、また、2021年が会員の皆様にとって佳き一年となることをご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。



キッズ本格おしごと体験

2020年11月28日(土)
イオンモール伊丹
兵庫県土地家屋調査士会伊丹支部
『測量体験』

本会事務局より連絡いただきイオンモール伊丹にて『キッズ本格おしごと体験』なるイベントが開催されるにあたり伊丹支部で参加しないかとの打診をうけました。

詳細を聞きますと、約3週間後の開催予定で1週間以内に返事をしないとイケないという。

圧倒的に時間がないなか、こういったイベントに参加した経験がなく、まず何をやれるかが問題でした。

こういう困ったときには、神戸清光！「もしもし、佐野元君。ちょっと知恵を貸してほしいんだけど！……」と詳細を説明したところ、少し時間をくださいとの返事。

週明け連絡すると、「トランシットを子供に覗いてもらうというのはどうでしょう。」トランシット（修理不可品）も貸し出してくれるとのことで、それいただき！（さすが佐野元君）

そこからの詳細はさすがにこちらで考えましたが、コロナの影響にて9月の開催は延期となり、11月28日

開催予定となりました。このおかげで落ち着いて準備できました。

来る11月28日、支部会員有志3名を含めトランシット2台を準備し、兵庫県土地家屋調査士会や制度制定70周年ののぼり、支部旗も設置しました。

さて内容はというとイオンさんから、どこでもいくらでも貼り付けてもらっていいということでしたので、連合会広報キャラクター「地識君」やドラ○もん、鬼○の刃、ポケッ○モンスターなどのキャラクターを各階の柱や壁などに貼り付けて、これらをトランシットで覗いてもらうという単純なものでしたが、鬼○の刃人気に助けられました。

持ち込んだノートパソコンからは、連合会HPの「土地家屋調査士の一日」を延々リプレイさせました。

開催前にはどれくらいの人数が参加してくれるか予想できない中、「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」を本会事務局に50部ほど準備していただきましたが結果、全てなくなってしまいました。

一時は順番待ちができるほどで、出展したかいがあったというものでした。

中にはキッズより親御さんが興味をもちトランシットをのぞき込む場面もあり、大盛況のなかあつという間にイベントは終了しました。午前10時から午後5時までで80名のキッズ（未就学児含む）、おおよそ50家族以上に実際にトランシットを触れてもらいました。伊丹支部会員有志、神戸清光さん ご協力ありがとうございました！

（伊丹支部長 島本 一幸）



令和2年度 「法の日」 無料登記相談

10月1日「法の日」関連事業として、9月から10月にかけて県下12会場で、無料相談会を開催しました。

支部別・相談内容別集計表

相 談 内 容		神 戸	阪 神	伊 丹	姫 路	加 古 川	明 石	西 播	但 馬	東 播	淡 路	合 計
土 地	表題登記に関すること											0
	境界等に関すること		1	1		1	1					4
	分筆・合筆・地積更正登記に関すること	6										6
	地目変更登記に関すること					1						1
	区画整理事業等に関すること											0
	その他	1				1	1		1			4
	計	7	1	1	0	3	2	0	1	0	0	15
建 物	表題登記・増築登記等に関すること								1			1
	滅失登記に関すること											0
	区分建物に関すること											0
	その他											0
	計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
そ の 他	相続・贈与・売買等・所有権移転登記に関すること								1			1
	税金等に関すること											0
	住所変更に関すること											0
	その他	1					1					2
	計	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3
相談件数合計		8	1	1	0	3	3	0	3	0	0	19



「釣り・自転車、時々仕事」

前号でも井本さんが自転車の事を書かれていましたが、私も2年ほど前から自転車（ロードバイク）に乗っています。始めた理由は、近所の同級生3人。グループラインに無理やり参加させられ、「こんな自転車が安く売ってるで！」といったラインが頻繁に入ってきた事です。当時の私は全く興味もなく、ただの迷惑でしかありませんでした。買う気もないのに、あまりにもしつこいので、「一回見に行くわ」と言ってしまったのが事の始まりでした。一緒に自転車を見に行くと「これコンボもまあまあやし、けっこう綺麗。掘り出し物やで。これ買っとき！」と言われ、断れなくなってしまう事です。これがロードバイクとの出会いであります。

買うとすぐに「権現ダムに行こー、10kmぐらいやから大丈夫やで」と誘いがありました。せっかく買ったのだからと、OKしました。最初なので、私にあわせてゆっくり行ってくれます。でも、途中からお尻は痛いし、しんどいので早く帰りたかったのですが、「このまま平荘湖まで行こー」とのこと。「なんでやねん」と思いましたが一人だけ帰るのも情けないし、格好悪いので仕方なくついて行くことにしました。行きは何とかりましたが、帰りが大変。普通のズボンなので、さらにお尻が痛くなり、早く帰りたいけど、疲れの為なかなか進まない大変な一日でした。

この日の反省をもとにすぐにズボンを買いました。これで大丈夫。いつでもOK。しばらくして、次は東条の道の駅に行かないかと誘われました。「よし、ズボンの威力発揮の時が来たぞ」と意気込んで出発しました。でも2回目ともなると、ゆっくり行ってくれるのは最初だけ。だんだんとペースが上がり、本気モードになってきました。こうなると一人置いてけぼりです。登り坂になるとさらに差が開くばかりです。しかも頂上で待ってくれるのならまだしも、迎えにきてくれるのです。ありがたいけど情けない。安いズボンで



も専用のものとなると効果はあり、少し痛いぐらいで済みましたが、自分の体力のなさ、脚力のなさに悲しいやら、情けないやら…。何度か乗っているうちにだんだんついていけるようになりましたが登り坂で離され、ペースが上がるとさらに離されることの繰り返しでした。しかし、そのうち登り坂でも徐々について行けるようになっていきました。そうなると思えばいいもので、誘いがない時には一人で加西三坂（ほどほどに有名な1周20kmほどのコースです）を1周していました。

秋には峰山高原に行き、砥峰高原経由で帰ってきました。ススキの季節でもあったので、砥峰高原は駐車場待ちの車で大渋滞でした。その横をすいすいと自転車で駆け降りるのはとても気持ちがいいものでした。

寒くなると乗る機会も少なくなりますが、ボチボチと末永く乗りたいと思います。また最近、別の友達が魚釣りを始め、時々一緒に行くようになり、釣り熱も復活し、忙しい休日であります。

家族から「遊ぶのに忙しいな」と嫌味を言われても「美味しい魚も食べられるし、老後のためにも自転車は最高！」と言って出かけています。さて今週は釣りにいこうかな？自転車でどこかに行こうかな？

（広報部員 岩佐 陽介）



倫理規定は心の支え

私は、平成28年に調査士試験に合格して、その後この業界に転職してきました。以前は、今の仕事内容とは全く違う医療関係の人事の仕事をしていました。年齢は30代後半になり、全くの未経験での転職となりましたが、現在も調査士の仕事にやりがいを感じながら、一つひとつの案件に対して自己研鑽をする充実した日々を過ごしております。

実際の業務を通して、私が調査士の社会的意義を感じるのには、沢山あるのですが、中でも調査士の倫理綱領にあります「不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続等並びに筆界特定の手続及び民間紛争解決手続の専門家として、これらの業務を適正に行うことにより、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを使命とする。」を実感することができる点です。諸先輩の方々の経験件数や期間からすれば、まだまだ少ない私ですが、携わった案件でのエピソードをご紹介します。

地積測量図が備えつけられていなく、境界杭も現存していない土地の依頼者から、売買をするために境界確定測量の依頼があり、数軒の隣接の方々と筆界確認書を取り交わして欲しいと言う内容だったのですが、その内の1軒とは、依頼者の親の時代に境界のことで揉めてしまったと言うことでした。

このような話がある案件ですと、最初は、取り組み間に気持ち的に若干怯んでしまうのですが、最終的に筆界確認書を取り交わせれば、依頼者だけでなくその隣接にとっても長年の「引っかけごと」が解消され、ひいては将来この不動産の権利者（国民）のためになるのだと思い、奮い立たせながら臨みました。

ケースバイケースですが、今回紹介している案件では、予め依頼者から境界のトラブルがあると言うことが聞けたので、隣接の境界の認識と過去の経緯の話を

神戸支部
高井 優一



聞く場を依頼者・隣接土地所有者・私の3者で設けてから、調査士の役割や具体的に行う業務内容を話しました。長年の「引っかけごと」を解決するために専門家が間に入り、その専門家が「品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う」ことを実践できれば、隣接の方も耳を傾けていただけるかもしれないと思いながらその場に臨みましたが、最初の一回のヒヤリングの場では、隣接の方からの信頼を得ることは難しかったです。ただ、隣接に入っただけの測量をすることに対しての承諾を得られましたので、実務を進めていくことができました。

隣接に入っただけの測量時に、隣接の方に3者で話し合いをした時には話せない境界に対する話を聞くようにしていますと、「以前に依頼者の親が勝手に境界杭を設置したので、その杭を抜いたんだ」と言う話をされました。その話を受けて、どうも境界の位置関係に不満があったのでは無く、「境界杭を設置するプロセス」に対して不信感があったようでしたので、依頼者と、この後の対応を決めていきました。

依頼土地を調査したところ、分筆申告図があったので、その資料と現況から仮点を設置し、立ち合いし全ての隣接と書類の取り交わしができましたが、もし、プロセスの中で、事前の隣接への話が無く、依頼土地のみの測量で立ち合い時に初めて隣接の方にお会いするようなことになった場合、たとえ同じ境界位置であったとしても、すんなり書類の取り交わしに至らなかったのではないかと思います。

このような案件一つひとつを通して、自分自身の立ち居振る舞いや測量プロセスの精度を高めていくことで、調査士としてのやりがいや使命を実感できるようになれる機会が増えるように研鑽していこうと思っております。

部会・委員会報告

自 令和2年7月1日
至 令和2年12月31日

総 務 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
7月1日(水)	神戸地方法務局次長来会	本会会議室	関和副会長出席
7月9日(木)	常任理事会	本会会議室	会費減免措置について他
7月10日(金)	近プロ定例協議会	クサツエストピアホテル	橋詰会長、安居・三嶋副会長出席
7月21日(火)	制度対策室会議	本会会議室	本会研修規則について他
7月21日(火)	理事会	本会会議室	新型コロナウイルス感染症に係る休業要請に伴う会費減免措置について他
8月20日(木)	新入会員面談	本会会議室	1名
8月20日(木)	常任理事会	本会会議室	会費減免措置に関する会員等への通知について他
8月31日(月)	三者協議会	神戸地方法務局	安居副会長、瓜生総務部長出席
9月10日(木)	登録証交付	本会会議室	1名
9月10日(木)	常任理事会	本会会議室	本会70周年事業について他
9月12日(土)	倫理研修会(西播)	龍野商工会議所	安居副会長、瓜生総務部長出席
9月18日(金)	近プロ正副会長会議	大阪会会館	橋詰会長出席
9月23日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
9月24日(木)	理事会	本会会議室	本会70周年事業について他
10月7日(水) ～10月8日(木)	近プロ)全国ブロック協議会会長会同	土地家屋調査士会館	橋詰会長出席
10月23日(金)	新入会員面談	本会会議室	1名
10月26日(月)	連合会70周年シンポジウム	東京国際フォーラム	橋詰会長、安居・三嶋・関和・山本各副会長出席
10月27日(火)	全国会長会議	東京ドームホテル	橋詰会長出席
10月28日(水)	神戸地方法務局次長来会	本会会議室	橋詰会長、安居副会長出席
10月30日(金)	常任理事会	本会会議室	70周年事業について他
11月6日(金)	登録証交付	本会会議室	1名
11月12日(木)	常任理事会	本会会議室	中間監査について他
11月13日(金)	法施行規則第39条の2に基づく調査	神戸地方法務局八鹿出張所	橋詰会長、安居副会長、瓜生総務部長、向井総務副部長出席
11月26日(木)	理事会	本会会議室	会員への電子メールによる情報伝達について他
12月10日(木)	常任理事会	本会会議室	会員証の更新について他
12月16日(水)	近プロ正副会長会議	WEB会議	橋詰会長出席

財 務 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
11月12日(木)	監事会	本会会議室	中間監査の打合せ他
11月12日(木)	中間監査	本会会議室	令和2年度中間監査
11月12日(木)	会費滞納者に対する聴聞	本会会議室	1名対象に実施
11月26日(木)	国民年金基金及び賠償責任保険への加入促進に関する説明会(WEB会議)	本会会議室	渡邊部長出席

業 務 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
7月30日(木)	業務部小部会	WEB会議	報酬額について他
8月12日(水)	第2回業務研修会講師との打合せ会	本会会議室	関和副会長、田中業務部長、中山研修部長、江本相談役出席
8月18日(火)	第1回業務研修会講義についての打合せ会	本会会議室	関和副会長、田中業務部長、朝川業務部理事、山本・有川・塩見各業務部員出席
8月31日(月)	西脇市役所訪問	西脇市役所	丸山業務副部長、竹中業務部員、荒木情報管理室協力員出席

部 会 ・ 委 員 会 報 告

自 令和2年7月1日
至 令和2年12月31日

業 務 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
9月10日(木)	法務局との打合せ	神戸地方法務局	関和副会長、田中業務部長、中山研修部長、高曾業務部理事出席
9月28日(月)	大阪会との基準点管理システムに関する打合せ会	大阪会会館	田中業務部長、丸山情報管理室長、田中・竹中両情報管理室員、荒木・高見両協力員出席
10月1日(木)	業務部小部会	本会会議室	過去の表示登記研究会で作成されたQ&Aのまとめについて他
10月8日(木)	丹波市訪問	丹波市役所	丸山業務副部長、塩見業務部員出席
10月23日(金)	業務部小部会	本会会議室	新入会員研修会の講義についての打合せ
11月6日(金)	法務局との打合せ	神戸地方法務局	関和副会長、田中業務部長、高曾業務部理事、阪神支部 関会員出席
11月12日(木)	西脇市役所訪問	西脇市役所	丸山業務副部長、荒木情報管理室協力員出席
12月4日(金)	表示登記研究会	神戸地方法務局	橋詰会長、関和副会長、田中業務部長、高曾業務部理事出席
12月7日(月)	近プロ業務部会	WEB会議	田中業務部長出席

広 報 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
8月1日(土)	全国一斉不動産表示登記無料相談会	本会会議室	樋口広報部長、井本広報部理事、北浦広報部員出席
9月9日(水)	広報部会	本会会議室	会報1月号について他
11月16日(月)	近プロ立命館大学寄付講座表彰式	立命館大学いばらきキャンパス	橋詰会長出席
12月4日(金)	近プロ広報部会	WEB会議	樋口広報部長出席
12月7日(月)	インターンシップに関する打合せ	武庫川女子大学	樋口広報部長、宮嶋社会事業部長出席
12月9日(水)	広報部会	本会会議室	会報1月号について他
12月22日(火)	近プロ立命館大学寄付講座講師会議	WEB会議	中山研修部長、部屋研修副部長、井本広報部理事出席

研 修 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
7月11日(土)	第15回ADR特別研修 基礎	大阪会会館	4名受講、協力員として中山研修部長出席
7月15日(水)	第1回選択研修会	WEB研修	201名受講
7月22日(水)	第1回継続測量研修会	WEB研修	62名受講
8月3日(月)	近プロ研修部会	WEB会議	中山研修部長出席
8月22日(土)	第15回ADR特別研修 集合	大阪会会館	4名受講、協力員として中山研修部長出席
8月25日(火)	研修部会	WEB会議	第1回選択研修会事後報告について他
8月25日(火)	第1回業務研修会	WEB研修	188名受講
9月7日(月)	研修部WEBミーティング	WEB会議	第1回業務研修会事後報告について他
9月12日(土)	第15回ADR特別研修 考查	新大阪丸ビル別館	5名受講、協力員として中山研修部長出席
9月12日(土)	近プロ研修部会	大阪市内	中山研修部長出席
10月6日(火)	研修部WEBミーティング	WEB会議	新入会員研修会について他
10月28日(水)	zoomウェビナー設定セミナー	本会会議室	4支部対象に実施
10月28日(水)	測量研修会	本会会議室	13名受講
10月30日(金)～10月31日(土)	新入会員研修会	本会会議室	6名受講
11月6日(金)	第2回業務研修会	WEB配信	157名受講
11月25日(木)	第2回継続測量研修会	WEB配信	62名受講
12月2日(水)	zoomウェビナー設定セミナー	本会会議室	3支部、他会1会対象に実施

部会・委員会報告

自 令和2年7月1日
至 令和2年12月31日

研 修 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
12月14日（月） 12月21日（月） ～12月23日（水）	連合会年次研修に関する説明会 令和2年度土地家屋調査士新人研修	WEB会議 本会会議室	中山研修部長出席 11名受講

社 会 事 業 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
7月1日（水）	まちづくり事務局委員会	弁護士会館別館	高橋委員出席
7月7日（火）	社会事業部会	本会会議室	今年度の事業について他
9月3日（木）	筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連絡会	本会会議室	三嶋副会長、宮嶋社会事業部長、高橋センター長、藤井推進委員長出席
9月3日（木）	社会事業部会	本会会議室	筆界調査委員・所有者等探索委員の資質向上に向けた活動について他
9月11日（金）	第24回全国弁護士会ADRセンター連絡協議会	本会会議室（WEB）	宮嶋社会事業部長、高橋センター長出席
9月25日（金）	まちづくり事務局委員会	弁護士会館別館	宮嶋委員出席
10月2日（金）	センターおおさか訪問	大阪会会館	宮嶋社会事業部長、高橋センター長出席
10月12日（月）	近畿災害対策まちづくり支援機構定期総会	エスタシオン・デ・神戸	三嶋副会長、高橋委員出席
11月10日（火）	筆界調査委員による勉強会に関する打合せ会	本会会議室	筆界調査委員による勉強会について他
11月17日（火）	連合会）土地家屋調査士が行う災害に係る住家の被害認定調査等への取組に関する打合せ（電子会議）	本会会議室	宮嶋社会事業部長、今西社会事業副部長出席
11月19日（木）	筆界調査委員による勉強会	WEB研修	44名出席
12月3日（木）	社会事業部会	本会会議室	狭隘道路問題における調査士の活用を目指した活動について他
12月9日（水）	第20回兵庫県住宅再建共済制度推進会議	ラッセホール	釜江社会事業部員出席

技 術 対 策 委 員 会			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
7月3日（金）	技術対策委員会小委員会	加東市内	70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」について他
9月25日（金）	技術対策委員会	本会会議室	子午線可視化作業について他
10月13日（火）	NEXCO西日本福崎高速道路事務所訪問	NEXCO西日本福崎高速道路事務所	山本副会長、福田技術対策副委員長、高見技術対策委員出席
11月24日（火）	社パーキングエリア現地作業	社パーキングエリア	山本副会長、福田技術対策副委員長、高見・黒田各技術対策委員出席
11月28日（土） ～11月29日（日）	兵庫県行政書士会測量技術講習会	姫路市総合福祉会館	高見技術対策委員出席

周年事業実行委員会			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
7月29日（水）	NEXCO西日本福崎高速道路事務所訪問	NEXCO西日本福崎高速道路事務所	山本委員長出席
8月4日（火）	周年事業実行委員会	本会会議室	シンポジウムの開催について他
9月3日（木）	周年事業実行委員会	本会会議室	シンポジウムの開催について他
9月15日（火）	NEXCO西日本福崎高速道路事務所訪問	NEXCO西日本福崎高速道路事務所	橋詰会長、山本委員長出席
9月16日（水）	大吉財団訪問	大吉財団	樋口事務局長、江本顧問出席

部会・委員会報告

自 令和2年7月1日
至 令和2年12月31日

周年事業実行委員会			
開催日	行事名	場所	議題等
9月17日(木)	周年事業実行委員会	本会会議室	シンポジウムに代わる企画・内容について他
10月6日(火)	大吉財団との打合せ	大吉財団	樋口事務局長、江本顧問出席
10月23日(金)	周年事業実行委員会	本会会議室	座談会について他
11月7日(土)	70周年事業	本会会議室	座談会
11月19日(木)	周年事業打合せ	本会会議室	橋詰会長、山本実行委員長、樋口事務局長出席

境界問題相談センターひょうご			
開催日	行事名	場所	議題等
7月21日(火)	推進委員会小部会	本会会議室	センター研修会について他
8月18日(火)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他
8月18日(火)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他
9月3日(木)	筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連絡会	本会会議室	三嶋副会長、宮嶋社会事業部長、高橋センター長、藤井推進委員長出席
10月2日(金)	センターおおさか訪問	大阪会館	宮嶋社会事業部長、高橋センター長出席
10月16日(金)	推進委員会	本会会議室	センター研修会について他
10月16日(金)	センター研修会	あすてっぷKOBE	26名受講
10月16日(金)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他
11月10日(火)	簡易調停導入に向けた小委員会	本会会議室	簡易調停について他
12月1日(火)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他
12月1日(火)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他

最小・最軽量・最速の製品で業務の効率化、生産性向上、働き方改革を実現する 神戸清光 測量ソリューション



3D レーザースキャナー GLS-2200
i-Construction の点群計測に最適



世界最小・最軽量 手のひらサイズ
3D レーザースキャナー **BLK360**
高さ 16.5× 直径 10cm
重さ 1kg



3D レーザースキャナー RTC360
1秒間に最大 200 万点
2分未満でスキャン完了



世界最小・最軽量 トータルステーション
iX-1200/600series
Smooth Drive Control 搭載
10Hz の高速レスポンス



杭ナビ LN-150
簡単に一人で杭打ち
効率が劇的に向上



レーザースキャナー搭載型 トータルステーション GTL-1000
1台 2役だから
測量・計測が速い



GNSS 受信機 GRX3
マルチ GNSS 対応
セルラー通信



dji 測量用高精度ドローン Phantom4 RTK
cm レベルでの正確性を誇る
測位システム

(株) 神戸清光は、ソキア製品の販売・修理・メンテナンスに関する関西唯一のパートナー契約店です。



株式会社 **神戸清光** システムインストルメント

【URL】 <http://www.kobeseiko.co.jp>

■ 測量機器/3Dシステム/CAD/GIS/UAV/修理/レンタル 【MAIL】 ksi-info@kobeseiko.co.jp

神戸本店 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町5-10-9 TEL 078-681-5789 FAX 078-681-8357

大阪支店 〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-4-63-9 階 TEL 06-6391-4750 FAX 06-6391-4751

淡路営業所 〒656-0017 兵庫県洲本市上内膳121-1
小野練習場 〒675-1316 兵庫県小野市天神町 536-468

TEL 0799-24-5346 FAX 0799-24-7195
TEL 06-6391-4750 (受付窓口: 大阪支店)

東京営業所・京都営業所・和歌山営業所
滋賀営業所・奈良営業所・福岡営業所
修理機材管理センター

すべてはここに →
KSI Solution サイト



公嘱協会だより

公益社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 堀 次夫

明けましておめでとうございます。

公益社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「当協会」といいます。）に対しまして、新年のごあいさつの機会を下さいましたこと、誠にありがとうございます。

昨年は、土地家屋調査士制度70周年、東京オリンピック・パラリンピック2020など、輝かしい年であるはずでしたが、新型コロナウイルス感染症により、世界が一変しました。国内では4月、8月、12月に感染のピークを繰り返し、そのたびに社会経済活動の抑制と促進を模索しつつ今日に至っています。ワクチンの開発・確保など収束を期待させる報道も見受けられますが、いまだ不確実性がある中で、2021年を迎えました。

歴史上、世界的パンデミックがあるたびに、社会・経済・文化に甚大な影響がありました。その中で、医学の発展と公衆衛生の改善があった歴史に倣えば、このたびのコロナ禍においても、新薬が開発されたり、現在よりも効果的な予防法・治療法が確立されていくと思います。予防薬や特効薬の実用化まで、社会生活を維持するため耐え忍ぶことになりそうです。

当協会におきましては、昨年の緊急事態宣言下、受託業務遂行のため計画した利害関係人による現地立会

や委託者との面会・打合せを一時見合わせることであった業務が多数ありました。緊急事態宣言解除後は日本土地家屋調査士会連合会が示した「新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止ガイドライン」に沿った業務処理が求められています。法人運営では、1年間の会費の減免、会議方法の見直しをいたしました。

土地家屋調査士、補助者の方々又はそのご家族のどなたかひとりでも感染されますと、少なからず調査士事務所の運営に影響が出るものと存じます。必要以上に思い悩み不安になっても仕方のないことですが、正しく恐れて予防対策を講じていただきたく存じます。

かつて、震災や豪雨災害といった緊急事態を経験されている兵庫県土地家屋調査士会の皆様の粘り強さが、拠り所となって、コロナ禍を乗り越えられますことを祈念いたします。

あわせて、兵庫県土地家屋調査士会、兵庫県土地家屋調査士政治連盟の関係各位からのご助言を賜り、連携・協調しつつ公益目的事業を推進してまいりたいと存じておりますので、本年も引き続き、当協会に対するご高配をお願い申し上げまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

青調会だより

兵庫県青年土地家屋調査士会会長 安西 輝貢

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、2020年はコロナに始まり、コロナに終わるといった印象の年でした。身の回りでもありとあらゆるイベントが中止、楽しみにしていたオリンピックも延期になりました。我々の生活様式も一変しました。青調会も例に漏れず、活動自粛の波に飲まれたのでした。何しろ人と人が集まるのがリスクとなるのですから。

昨年紹介させていただいた、兵庫青調会の移動役員会、全国青年土地家屋調査士大会 in 広島や、三士会（土地家屋調査士、司法書士、税理士）合同親睦事業、そのほとんどが中止となりました。青調会は会則で「本会は、土地家屋調査士制度の未来を見据え、友好団体との意見交流並びに会員相互の親睦を通して会員の意識・技術向上を目的とし、これを達成するために必要な事業を行う。」と規定されています。この中の友好団体との意見交流並びに会員相互の親睦という部分が見事に封じられてしまった形です。

そんな中ではありますが、昨年ご好評をいただいた事業もあります。

1月に実施した「ハラスメント講習」は社会保険労務士 西本恭子先生による受講者参加型の一風変わった講習となりました。業務に直接は関係なくても、社

会常識や他業種の潮流を感じられる研修を企画できるのが青調会の自由度の高さだと思い、企画しました。

また、WEB会議の形式となりましたが、福井コンピュータのTREND-ONEを教材とし、CAD研修を実施しました。受講者からの質問に講師だけでなく他の受講者からも意見が出る賑やかな研修になりました。次の機会にはアイサンテクノロジーさんのINFINITYを題材に研修を企画したいと思っております。今年も昨今の世情も踏まえまして、引き続きオンライン研修は推進していきたいと思えます。

直接の事業ではありませんが、マスクが町中からなくなってしまった際、会員の伝手を辿って輸入の手配をいただき、希望する会員様にマスクを配布しました。昨年就任された菅（すが）首相の言ではないですが、「自助・共助・公助」の中の共助の一翼を担えるような会員同士の互助組織としても機能していけばよいと思えます。

その中で変革しなければいけない旧来の制度、慣習が崩れて新しいやり方に変わる萌芽が見られた一年ではなかったかと後々回顧できる世の中になれば幸いです。そのためには今年、その変革の芽を定着、発展させる必要があると思えます。

最後になりましたが、会員の皆様のご発展と変わらぬご健康を祈念致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。御精読ありがとうございます。

OAシステム・土木施工/測量CADシステム
公共土木・測量委託積算システム
測量機器・計測機器・レーザー機器
測量用品・設計/製図用紙 他

Delmarco
system instrument

Leica
Geosystems

株式会社リライアンス

〒677-0057

兵庫県西脇市野村町茜が丘 36-3

TEL:0795-27-7007 FAX:0795-22-7017



～私達は「丑年」生まれです～

アンケート



- ①出身地はどこですか？ ②あなたの住んでいるまちの自慢をしてください。
 ③あなたの趣味は？ ④現場でのお気に入りランチのお店とメニューを教えてください。
 ⑤丑年にに向けた抱負・意気込みをお願いします。



神戸支部
井上 正人

- ①神戸出身です。
 ②買い物には便利ですし、銭湯や

ノエビアスタジアムにも自転車
 ですぐに行けますね。(神戸市
 兵庫区)

- ③趣味はサッカー。するのも観る
 のも好きです。
 少年団のサッカー指導者も20年
 以上続けてます。
 あとお酒も大好きです。
 ④ランチは今は丸亀うどんで色々

アレンジにはまっています。

- ⑤気が付けばもう60の年を迎える
 ことになってしまいました。
 例年通り、目の前の仕事1つ1
 つ丁寧にやっていきたいと思っ
 ます。
 難しい時代となってきてますが、
 穏やかにすごしたいものです。



神戸支部
梅田 啓人

- ①兵庫県加古川市
 ②子供がいない頃は西は新開地、

南は通称地獄谷と呼ばれるけっ
 してガラが良いとは言えませ
 ンが、食事する店はそこそあ
 って慣れれば住みやすいと思
 います。(神戸市中央区)

- ③最近ジムでやってるウエイト
 リフティングです。
 ④西区、大蔵谷インター近くに
 あるハワイアンカフェ「シューズ

キッチン」のステーキプレート
 です。

- ⑤昨年(2020年)土地家屋調査士
 法の改正に伴って法人化しまし
 ました。コロナ禍で大変な世の中
 ですが、敢えて組織変更を行う
 ことにより、新しい事への挑戦
 と後進の育成にも尽力する次第
 です。



神戸支部
部屋 昇壮

- ①広島県広島市佐伯区(宮島へは
 車で20～30分ほど。初詣で良く
 参詣します)
 ②海と山を併せ持ち穏やかな街。
 自宅は小高い丘のてっぺん付近
 なので、風通しが良く(良すぎ
 てしょっちゅう台風並みの風)
 空気が気持ち良いです。(神戸
 市須磨区)
 ③子育て真っ最中なので今は少し
 ガマンですね…落ち着いたら釣
 り、キャンプといろいろやりた
 いことはあります。

- ④ランチではありませんが、神戸
 市兵庫区の湊川商店街の近くに
 ある「カリッシュ」という唐揚
 げ専門店の唐揚げは、ドイツ
 ビールと唐揚げで有名なあの三
 宮の名店の向こうを張れる！
 (しかもはるかに安い)と勝手
 に思っています。

- ⑤気づけば干支を4回も廻る歳と
 なりますが、土地家屋調査士と
 して仕事をさせて頂いているこ
 とへの感謝、また、お世話にな
 っている方々への感謝を決して忘
 れることなく、一日一日を、丑
 の一步の如く、踏みしめて頑張
 りたいと思います！





- ①神戸市中央区籠池通で生れ、姫路市竜野町で育つ
- ②北須磨地域に居住し、北須磨地域に事務所を置いている。
地下鉄周辺の為、利便性が高いし、山麓バイパスを利用しやすい。
3月24日に、大丸須磨店4階に須磨図書館が開館される予定。
若い頃は、本は購入するものと思っていたが、蔵書としても再読することはほとんどないので、図

書館で借りるのが一番。楽しみ。
(神戸市須磨区道正台)
(神戸市須磨区中落合)

- ③ゴルフ、コーラス、英会話
- ④ごはん家・梨川（神戸市須磨区東白川台、北須磨病院東側）が一押し。
お勧めは、カキフライ定食、刺身定食、ハンバーグ定食。
夜は、居酒屋となり、評判の店となる。お寿司も旨い。
- ⑤去年はコロナに始まり、コロナに終わりました。大変な年でした。
今年私は生き延びて、72歳となり年男となり、まだまだいろんな事に挑戦したいと思っています。
土地家屋調査士業務はあまりやっておりませんが、特に今年は

登記制度の充実の為、所有者不明土地問題に取り組みたいと思っています。この問題の根本は相続登記を如何に履践させるかにかかっています。表題登記が義務化されているように、相続登記の義務化が議論されています。事実を反映させる表題部分を充実させても所有者が不明では登記制度の基本が揺らぎますので、何とかしなければならない問題です。
今年オリンピック・パラリンピックが開催されるかどうか大変に気になります処、私はワクチンでコロナは収束するはずという希望を胸に抱き本年を勝利の年としたい。



- ①兵庫県尼崎市
- ②緑がたくさんあって、住環境が良いところ。(伊丹市)
- ③お城の石垣を見ること。
住宅広告の間取りを見ること。
- ④焼鮭、卵焼き、ワカメのふりかけが入ったおにぎらず(非売品)

- ⑤去年は、実務や研修でたくさん勉強させて頂きました。
丑年らしく、一步一步着実にスキルアップを目指したいと思います。



- ①宝塚市
- ②西宮ガーデンズが徒歩圏内にあ

り、非常に便利であります。
西宮市は海、山、川といった自然に恵まれており、都市部にも近いので住みよい街だと思います。(西宮市高木東町)

- ③バイク、つり、キャンプ
- ④my弁当です。おかずは牛肉と糸コンニャクの甘辛炒め（トウガラシどっさり）。

- ⑤還暦を迎えて丸一日の現場作業はつらくなってきました。
これからは自身の体調を考慮しながらポチポチと…。抱負、意気込みではありませんが。



- ①兵庫県姫路市
- ②秋祭りの屋台練りが盛ん（津田

の一気差し)。
海岸線は遠浅であった為、戦国時代、毛利水軍の大型船が英賀城援軍に沖合まで来たが近づけず、結果として黒田官兵衛方の勝利となったと思われる。
江戸時代より干拓が何度も繰返され、現在は工場地帯となっている。(姫路市飾磨区今在家町)

- ③ゴルフ、カラオケ、詩吟
- ④姫路市役所南側のレストラン「四季」のヘレとんかつ定食がお勧め。
079-288-2228（ランチ1,150円）
- ⑤「牛歩の如く、実直に。」ただコロナの過ぎゆくのを待つのみである。



- ①兵庫県明石市
- ②買いものが便利。交通アクセスも良い。(加古川市)
- ③古地図収集
- ④Coffee House Rocy かつめし
- ⑤コロナの影響があり大変ですが、コロナに気をつけつつ頑張っています。

いきたいと思っています。



- ①兵庫県西脇市
- ②近くに何でもある、歩きで大丈夫

- 夫。銀行、郵便局、コンビニ、ストアー、市役所、法務局、お食事処、公園。逆にイヤなところは固定資産税が高い!! (大都会と違うのに!!) (加東市社)
- ③日帰り温泉
- ④社のつくばね亭 日替りランチ ¥750
- ⑤60歳になっていしまいます。年齢を感じます。

くつ下をはくにも腰がキツく、ましてや現場作業での復元の際、しゃがみ込むのがおっくうに感じられる時もありますが、できるだけ健康で土地家屋調査士の実務をもう少し!?なんとか続けていきたいと思っています。



- ①兵庫県南あわじ市
- ②洲本市
- ③囲碁、書道
- ④ルモージュ、日替りランチ
- ⑤還暦の年になりますので、初心に帰ります。

「丑年」生まれ70名の内、10名にご回答いただきました。
ありがとうございました。



会員の動向

令和2年12月31日現在

〇入会届

支部 姫路 入会年月 R2・9・1		こやま あきこ 小山 明子 登録番号 2528	事務所 〒671-2216 姫路市飾西497-1 (有)テクノスリー内 TEL 079 (267) 4377 FAX 079 (267) 4398 E-mail techno3@violin.ocn.ne.jp	測補
支部 伊丹 入会年月 R2・10・20		たけがみ やすひこ 竹上 靖彦 登録番号 2529	事務所 〒669-2542 丹波篠山市細工所268-1 TEL 079 (554) 5655 FAX 079 (554) 5657 E-mail take5897_0320@yahoo.co.jp	測
支部 明石 入会年月 R2・11・2		あんどう しょうご 安藤 昭吾 登録番号 2530	事務所 〒674-0051 明石市大久保町大窪215-11 TEL 078 (940) 6246 FAX 078 (936) 2385 E-mail ando@aacmg.net	

〇法人成立

設置年月日 R2・10・12	土地家屋調査士法人ウメソック	主	法人番号	14-0013
	事務所	〒651-2113 神戸市西区伊川谷町有瀬507		
	TEL	078 (974) 5566		
	社員名	梅田 和雄		
設置年月日 R2・10・12	土地家屋調査士法人ウメソック	従	法人番号	14-0013-14-0009
	事務所	〒652-0042 神戸市兵庫区東山町3丁目5-13		
	TEL	078 (511) 2451		
	社員名	梅田 啓人		
設置年月日 R2・12・7	ハーモニー土地家屋調査士法人	主	法人番号	14-0014
	事務所	〒657-0029 神戸市灘区日尾町一丁目1-5		
	TEL	078 (858) 6011	FAX	078 (858) 6012
	社員名	木畑 勝則		

登記書類専門

土地家屋調査士} 書類印刷販売
司法書士}

有限会社 旭印刷

- ◎ 申請書、図面、表紙、その他1種類
1000枚以上貴名入サービスいたします。
- ◎ ワープロ用白紙色々在庫しております。
見本請求して下さいお送りいたします。

☎535-0002 大阪市旭区大宮4丁目15番13号
TEL (06) 6953-1266 番
FAX (06) 6953-1434 番
振替口座大阪00980-7-121433

会員の動向

令和2年12月31日現在

○名簿記載事項変更・訂正

登録番号	会員名	名簿記載事項	支部	名簿頁
2067	中本 千博	(E-mail) info@nakamoto-awaji.com	淡路	141
1513	梅田 和雄	(E-mail) k_umeda@umesok.co.jp	明石	104
2449	梅田 啓人	(E-mail) h_umeda@umesok.co.jp	神戸	15
1946	大手 信明	(E-mail) yrh-oote@jcom.zaq.ne.jp	神戸	16
1246	宮信 宗弘	(E-mail) survey_tatibana@axel.ocn.ne.jp	神戸	31
2388	二杉 隆志	(E-mail) nisugi-kobe@outlook.jp	神戸	26
2176	土屋 貴男	(E-mail) nexus-t@leto.eonet.ne.jp	阪神	40、44

○支部移動届
(明石支部→神戸支部)

支 部 神戸 移動年月 R2・9・3		なかの まさお 中野 将生 登 録 番 号 2 3 1 4 登録年月日平成20年 3 月 3 日	事務所 〒655-0002 神戸市垂水区小束山1丁目 2-7-301号 TEL 078 (955) 7395 FAX 078 (778) 8836 E-mail nakano.415@jcom.zaq.ne.jp	測補
-----------------------------	--	--	--	----

○事務所変更届

登録番号	会員名	事務所	電話・FAX	支部	名簿頁
1895	松原 洋一	〒650-0013 神戸市中央区花隈町26-1	TEL 変更なし FAX 変更なし	神戸	30
2087	山田 辰也	〒658-0046 神戸市東灘区御影本町 1丁目12-20 山一ビル1F	TEL 変更なし FAX 変更なし	神戸	32
1868	津田 信行	〒670-0046 姫路市東雲町2丁目13-3 ANELO東雲2東	TEL 変更なし FAX 変更なし	姫路	81
2076	島本 一幸	〒669-1535 三田市南が丘1丁目 36-17-206	TEL 変更なし FAX 変更なし	伊丹	51、52、54
2436	木畑 勝則	〒657-0029 神戸市灘区日尾町1丁目 1-5	TEL 078(858)6011 FAX 078(858)6012	神戸	18
2388	二杉 隆志	〒650-0004 神戸市中央区中山手通7丁目 13-14-103号	TEL 078(360)6722 FAX 078(595)9300	神戸	26
2464	小枝 佐世	〒662-0053 西宮市松園町10-65	TEL 変更なし FAX 変更なし	阪神	42
2176	土屋 貴男	〒665-0801 宝塚市花屋敷松ガ丘6-8 1階	TEL 072(703)9052 FAX 072(703)9053	阪神	40、44

会員の動向

令和2年12月31日現在

○退会届

登録番号	会員名	退会年月日	事由	支部	名簿頁
1256	相田 宏	R2.6.30	廃業	阪神	63、153
1643	藤原 章三	R2.7.26	廃業	阪神	66、162
2440	土肥 新治	R2.7.22	廃業	神戸	24、159
2512	杉山 正剛	R2.8.11	退会（大阪会へ移動）	神戸	21、158
1984	鬼本 修	R2.8.31	廃業	姫路	76、155
2349	西川 知樹	R2.8.31	廃業	神戸	26、160
1711	山中 俊昭	R2.9.30	廃業	加古川	99、164
1705	宮本 一義	R2.10.31	廃業	明石	109、163
1376	田中 俊彦	R2.11.4	廃業	西播	115、159
1708	森迫 達政	R2.12.28	廃業	伊丹	58、163

～訃報～ つつしんでご冥福をお祈りいたします。



阪神支部 由良 アイ子 殿(享年98歳)
は、令和2年10月26日にご逝去されました。

(昭和35年9月21日入会)

新入会員 アンケート

- ①出身地はどこですか？
- ②あなたの住んでいるまちの自慢をしてください。
- ③調査士になったきっかけは？
- ④仕事から帰ってのお楽しみは？
- ⑤好きな休日の過ごし方は？
- ⑥ちょっぴり自慢出来ることを教えてください。
- ⑦最後に土地家屋調査士としての意気込みをお願いします。



姫路支部
小山 明子

- ①兵庫県姫路市
- ②人が多すぎず、少なすぎず、生活に必要なものは全て近場でそろうところがとても便利です。(姫路市大津区)
- ③調査士という資格を全く知らなかったのですが、初めて出会った調査士の先生が女性の方で、その方と出会った事が調査士を目指すきっかけになりました。
- ④最近犬を飼いだしたので、愛犬と遊ぶことです。
- ⑤子供たちと一緒に出かけすることです。
- ⑥フェイシャルエステができます。(実務経験有り)
- ⑦土地家屋調査士として未熟ではありますが、この人だったら安心して仕事を任せることができるとおもってもらえるような調査士になれるように頑張っていますので、よろしくお願い致します。



明石支部
安藤 昭吾

- ①明石市
- ②住環境、交通の便、地域の人柄ともに良いまちだと思ってましたが…最近住人の人柄に疑問符が付くようになりました。(明石市大久保町)
- ③もともと、何らかの自営業をしたいと若いころから思っていました。
- ④コーヒー、フリマアプリでジャンク品あさり
- ⑤お昼寝タイムが良いですね！
- ⑥おいしい？料理が作れます。
- ⑦出来るだけ他の先生、お客様にご迷惑をおかけしないように、地味にこつこつと頑張っていきます。

編集後記

日常生活をしていたら不運と幸運が同時にやってくることがたまにあると思いますが、最近身近に起きた出来事として、車で現場に向かっているところ信号待ちで突然エンジンが止まってしまいゴソゴソしているうちに青信号になってしまいました。全く動く気配がなく運の悪いことに追い越し車線側にいたため後続の車からのクラクション攻撃も受け、にっちもさっちもいかない状況になっておりました。ふと先日、販売店の担当者から様子伺いの電話があったことを思い出し、すぐに電話してみると担当者からは、とりあえずJAFに連絡してもらい再起不能であればそのままレッカー移動して販売店まで運び込んでくださいと返答がありました。今日は最悪の日やなあ～と思っておりましてところ担当者がすかさず、念のため大石さんの今

いる場所を教えてくださいませんか？との問いかけがあり辺りを見渡すと、なんと販売店の斜め前で止まっているではありませんか～!! (パニックになり全く気がつかないただけ!!はっきり言って)v(^__^)^v

販売店の前にいることが分かり直ぐに担当者とサービスの人が駆け付けてくれて車を工場へ運び込んでもらいチェックしてもらいました。結果、車の方は老朽のため2度と帰らぬ車(>__<)となってしまうことが早急にレンタカーの手配をしてもらいなんとか時間通りに現場へ行くことができました。普段の行いが良いのか不運と幸運が同時にやってきた一日でありました。めでたし!!めでたし!! (^__^)/

(広報部員 大石 太郎)

本会広報部員となりもうすぐ2年となり任期も終えることとなります。本会の業務に関しては無知のまま広報部員となり感じたことは、個人の業務を行いながら本会の業務をこなされている役員の方々は大変だなということです。特に本年度はコロナ禍であり本会事業も計画通りにいかなかったことがほとんどだと思うので頭が下がるばかりです。

広報部員となるまでは、正直本会のことなど考えることもなく過ごしていましたが、この度、周りの方々の取り組みを拝見させて頂き、ちゃんと本会事業にも関心を持って過ごさなければならぬと感じています。

(広報部員 北浦 宗明)

激安！インクジェット用普通紙



64 g 594×50m (2 本入)
64 g 841×50m (2 本入)

FUKUI COMPUTER
建築、測量、土木のCADソフトの開発・販売



フィールドデザインで日本の未来を創る
測量計算CADシステム BLUE TREND X1
10 年保証

TOPCON
Geodetic Total Station GT Series



他、各種取り揃えておりますのでご不明な点は下記にお問い合わせください

〒651-1114
兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町2-20-23
有限会社 システム 測器
TEL078-592-8585 FAX078-592-8584
E-mail: system_s@theia.ocn.ne.jp

激安！境界プレート



60角 4mm厚
40角 4mm厚



※GNSS測量サービス

GNSS測量サービスを行なっています。
StaticやVRSの観測応援及び業務協力が
主な仕事です。
登記基準点、公共測量業務、工事測量
などに数多くの実績があります。



RTK-VRS 観測



Static測量

※販売/レンタル/サポート

GNSS、トータルステーションなど
測量機の販売/レンタル/導入サポート
等を行なう販売店です。
実務実績が豊富のため、よりお客様に
安心してご利用いただけます。
ぜひ、お気軽にお問合せください。



固定翼型UAV



Leica GNSS

※UAV空撮測量サービス

TAKI **タキライン**
空間測量機器

〒654-0011
神戸市須磨区前池町4丁目4番27号
TEL 078(739)0723 FAX (739)0724
代表 長瀬 安秋
TEL 080-6212-2817

表示登記申請 / CADシステム / 請求入金～決算処理システム

登記情報を一括請求→様々な書類に連携可能！

境界確認等の書類作成から、調査報告書、申請書まで一気に作成。
登記申請に至らない事件の管理も、専用の台帳で管理。

オンライン申請⇄書面申請は、チェックをON/OFFで切替！

連件順位も入力しておくことで連件申請としてデータを関連付け
するので、異なる法務局や別の連件データを一緒に送信可能。

調査士報告方式に対応！

土地図面・建物図面の
作成方法を動画で配信中！

表示登記申請システム CAD 検索

書類を作り、
現場を管理し、
図面も描きます！

ドローンによる
空撮画像も
活用できます！
※ドローンおよび
画像ソフトは
別途必要です。

タイプA	表示登記 申請システム	+ CAD システム	請求入金 決済処理システム
	一括購入	5年リース	
	¥411,500	月額¥7,650	

タイプB	表示登記 申請システム	+ CAD システム	
	一括購入	5年リース	
	¥351,500	月額¥6,535	

タイプC	表示登記申請システム		
	一括購入	5年リース	
	¥218,000	月額¥4,054	

タイプD	表示登記 申請システム	+ 請求入金 決済処理システム
	一括購入	5年リース
	¥278,000	月額¥5,170

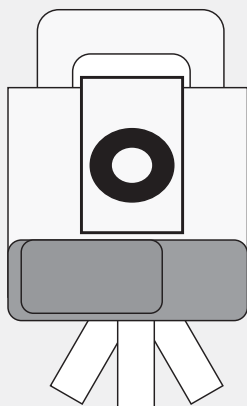
※表記の金額は全て税抜価格となります。※別途、年間保守契約が必要です。

株式会社ビービーシー
www.bbcinc.co.jp

TEL. 03-5909-5772
東京都港区赤坂 6-5-1 新編アイランドタワー 6 階

東京
本社

大阪 名古屋 福岡 札幌 仙台 高松 広島



測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

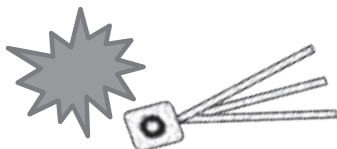
保険期間：2020年4月1日午後4時から1年間
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非 ご検討ください!



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B19-102571 使用期限:2021年4月1日

豊富な書式66例収録！

時系列順に確認でき、通達・関係資料で根拠もわかりやすい！



マンション建替え、 敷地売却の実務と登記

マンション再生における「修繕・改修」「建替え」「敷地売却」の選択、等価交換方式、建替え決議、売渡請求、権利変換手続、関係権利者との調整、未賛同者（非賛同者）等への対応、借地権マンションの建替え、供託手続

遠山昭雄・田中譲 著

2020年9月 A5判 388頁 本体4,200円＋税

- マンション再生について、フローチャートや図表で検討事項、選択肢、事業スケジュールを提示し、法的チェックポイント、登記手続を具体的に解説。
- 老朽化の判定、費用算定、改善効果、建替え決議の成立要件 関係権利者との調整などがわかる、マンション再生に関わるすべての実務家にとっての必読書。
- そのほか、資金調達問題、相続が発生している場合、区分所有者が行方不明の場合、権利変換期日後の明渡しに応じない場合の対処法についても言及。

実務に直結！～事例と書式で具体的に解説～



区分建物表示登記に関する事例と実務

敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合理約、合意規約

伊藤直樹 監修

遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著

2019年12月刊 B5判 240頁 本体2,900円＋税

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦

令和2年7月10日新制度スタート！遺言が一気に身近に！
相談対応にも実務にも活用できる便利な一冊！



法務局に預けて安心！ 遺言書保管制度の 利用の仕方

好評重版！

碓井孝介 著 2020年7月刊 A5判 132頁 本体1,400円＋税



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

お知らせ



補助者証の更新手続について



● ● ● ●
昭和55年12月31日生



土地家屋調査士補助者証

事務所所在地
○○○○○○○○

土地家屋調査士氏名 ● ● ● ●
登録番号 兵庫 第×××号
電話番号 ××××-××-××××
発行日 平成25年1月1日
有効期限 発行日から5年間 発行番号×××番
左の者は当会会員上記土地家屋調査士の
補助者であることを証する

兵庫県土地家屋調査士会

有効期限は発行日から
5年です！

現在、会で発行している補助者証は左記のタイプです。発行日と有効期限の記載があります。今、ご使用になっている補助者証の日付をご確認下さい。また、以前のタイプの補助者証をお使いの方、有効期限が切れている方は大至急！更新手続をお願いいたします。手続方法は下記の通りです。

注意事項

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 退職したときは、15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

兵庫県土地家屋調査士会 電話 078-341-8180



- 有効期限満了の3か月前から交付の請求ができます。
- 今、お使いの補助者証のコピーと写真(3cm×4cm、1枚)を揃えて、事務局までお申し出下さい。
- できあがり次第郵送いたします。(作成にお時間を頂きます)
- 更新手続に於いて、料金は発生いたしません。

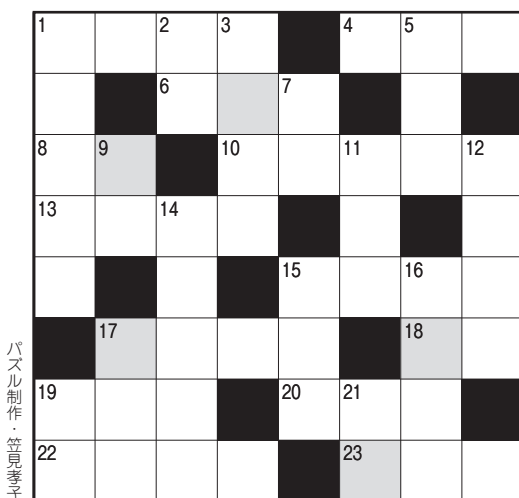
第24回 調査士兵庫に参加してプレゼントを当てよう!!



クイズに挑戦し、答えが分かった方は解答欄にご記入の上、必要事項・アンケートと共に兵庫県土地家屋調査士会事務局までファックスにて送って下さい。締め切りは**2月28日(日)**です。
正解者の中から、今回は抽選で「広報部が選ぶ美味しいもの」をプレゼントします。
前回は正解者の中から抽選で3名の方に賞品を発送しました!!



「牛」にちなんだクロスワードです。タテ・ヨコのカギをヒントにバズルを解き、グレーのマスに入った5文字を並べかえてテーマに関する言葉にしてください。



バズル制作・笠見孝子

解答欄

タテのカギ

- 1 ブルガリア、ピフィス菌と言えはこ
の乳製品
- 2 牛さんの頭にニョッキ
- 3 日曜から土曜は週間。元日から大晦日は?
- 5 オリックス・パファローズの本拠地は
「京セラ○○○大阪」
- 7 酪農が盛んな「○○の大地」には約130
万頭の牛
- 9 フランス語で「はい」
- 11 新美南吉の童話「牛をつないだ○○○
の木」
- 12 リチャードの愛称。カクテルのジン・○
○○
- 14 冬も元気に咲く花。和名は「豚の饅頭」
- 15 わずかの暇。惜しんで努力、牛の歩みも
千里
- 16 モデルは野牛? 「美女と○○○○」
- 17 ⇄悪意
- 19 瀬戸内海の小豆○○には、オリーブ牛が
- 21 力士の○○名には、鉄牛、臥牛山なども

ヨコのカギ

- 1 幼名が牛若丸
- 4 青々とした牧草の、ホントの色は?
- 6 短気の反対。のんびりした気性
- 8 まいった、○○の音も出ないよ
- 10 蝸牛って何?
- 13 ファーストやセカンドの審判
- 15 鉄鍋でジュー・ジュー、溶き卵からめて
ゼリーやニカワの原料。牛の骨などか
ら作る
- 18 グラムを表す英文字
- 19 井吹いたばかりの芽
- 20 『南部牛追唄』を披露、プロの民謡○
○○
- 22 ドンマイのマイ
- 23 ママのオッパイから牛乳を飲むよ

締め切り: 2月28日

前回の
解答

セミシグレ(蟬時雨)



FAX番号 078-341-8115

住 所 〒	
氏 名	職 業
この会報をどこで見ましたか?	興味があった記事を教えて下さい
会報にて企画して欲しい事などがあればご自由にお書き下さい。	

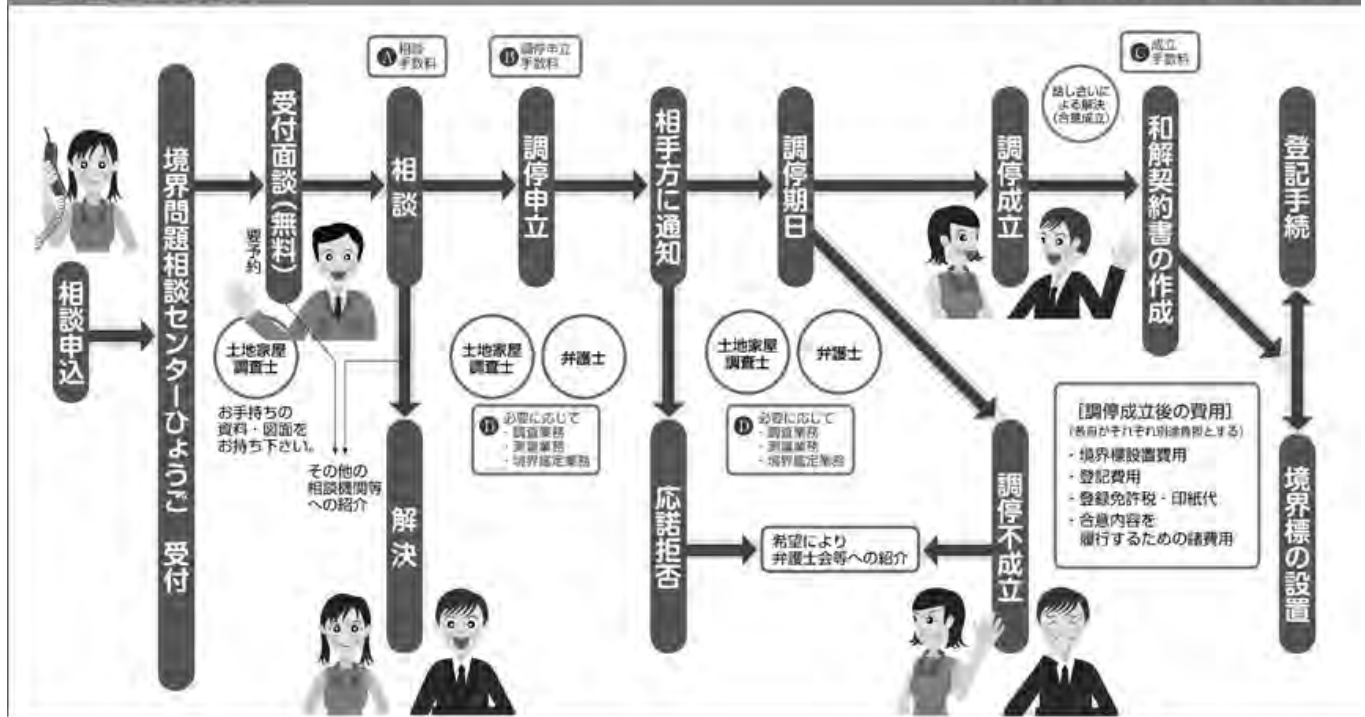
ありがとうございました。今後の会報編集の参考にさせていただきます。なお、プレゼント当選者の発表は商品の発送にかえさせていただきます。

土地の境界問題でお困りの方

境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」との協働による紛争解決機関です。

手続きの流れ

境界問題相談センターひょうご



費用概要 (消費税別)

相談 1回の相談は2時間以内
A 相談手数料 (相談者負担) 10,000円
2回目以降 (相談者負担) 10,000円
基本調査費 (相談者負担) 30,000円以上 + 実費 (印紙代等)
併し、資料の精査を必要とする場合

調停
B 調停申立手数料 (申立人負担) 10,000円
(第1回期日手数料含む)
2回目以降期日手数料 無料
C 成立手数料 (双方負担) 基本額 300,000円
(但し、事案により増減あり) (負担割合は合意による)

補助業務
D 調査・測量・境界鑑定業務の費用
(相談・調停手続の補助業務)
随時見積り金額による。
(負担割合は合意による)

境界問題相談センターひょうご

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約

☎ 0120-144-400
078-341-8280

受付/月-金 9:00~16:00 (土・日・祝は除く)

※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日で予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒650-0017

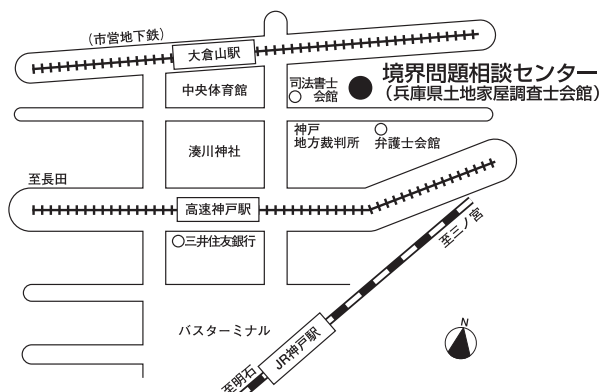
神戸市中央区楠町2丁目1番1号
(兵庫県土地家屋調査士会館3階)

電話 078-341-8280

FAX 078-341-8286

URL <http://www.chosashi-hyogo.or.jp/adr/>

兵庫県土地家屋調査士会館内



※ 駐車場の設備はありません。

70周年記念事業

災害時に役立つ 「お菓子ポシェット」の作成動画配信中!!

講師：一般社団法人おいしい防災塾 西谷 真弓先生 協力：神戸市立工業高等専門学校



今すぐ当会ホームページへ!



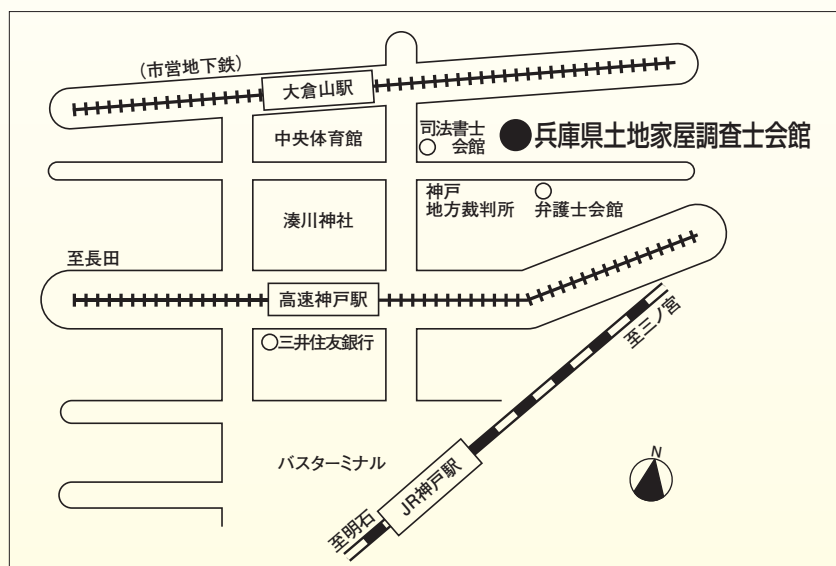
プレゼントキャンペーン!!

「記念座談会」

「お菓子ポシェット作成動画」を
ご覧いただき「アンケート」にお答えいただくと、

- 防災グッズが5点セットになった
「スマートエージェンシーボトル」
- 「お菓子ポシェット作成キット」が
それぞれ100名様に当たります!

詳しくは当会ホームページまで! ふるってご応募ください!



兵庫県土地家屋調査士会

〒650-0017

神戸市中央区楠町2丁目1番1号

TEL 078-341-8180

FAX 078-341-8115

E-mail info@chosashi-hyogo.or.jp

発行者 兵庫県土地家屋調査士会
会長 橋 詰 繁 美

編集者 兵庫県土地家屋調査士会
広報 部

印刷所 福田印刷工業株式会社
神戸市東灘区魚崎西町4-6-3
TEL 078-811-3131
FAX 078-851-8443